

○大和市商店街街路灯電気料補助金交付要綱

平成21年3月25日告示第60号

改正

平成25年3月29日告示第65号

平成26年3月31日告示第58号

大和市商店街街路灯電気料補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内商業の振興を図るため、商店街団体が維持管理する街路灯の電気料に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて大和市補助金交付規則（昭和42年大和市規則第21号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において商店街団体とは、主として中小商業者によって地域的に組織され、販売促進等商店街の活性化を図る団体であって、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 商店街振興組合
- (2) 商店街の事業協同組合
- (3) その他市長が適当と認める商業者団体

(商店街団体の責務)

第3条 補助金の交付を受けようとする者は、規則及びこの要綱に定めるところに従って適正に補助金の交付申請を行い、責任を持って街路灯の維持管理をしなければならない。

(補助の対象)

第4条 補助の対象となる街路灯は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 商店街団体の区域内に設置し、歩行の安全及び防犯に役立つと認められるもの
- (2) 商店街団体の責任において適切に維持管理されているもの
- (3) 商店街団体がその電気料を負担しているもの

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、前条に規定する街路灯の前年の1月分から12月分までの電気使用実績に基づく電気料の額に、次の各号に掲げる街路灯の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額を上限とする。ただし、算出した額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

- (1) LED電球を使用する街路灯 4分の3

(2) その他の街路灯 2分の1

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、規則第4条に規定する書類に添えて、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

(1) 電気料金領収書の写し又はその支払証明書

(2) 会員名簿

(3) その他市長が必要と認める書類

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、公表の日から施行する。

附 則 (平成25年3月29日告示第65号)

(施行期日)

1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第4条の規定は、平成25年分以降の電気使用実績に基づく補助について適用する。

附 則 (平成26年3月31日告示第58号)

(施行期日)

1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第5条の規定は、平成26年分以降の電気使用実績に基づく補助について適用する。